行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 府民文化部　都市魅力創造局 | 　行政財産使用料について、誤った建物の価格で算出し、使用者からの使用料を過大に徴収していた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 使用期間 |
| 誤（既収納額） | 正 | 超過額 |
| 建物 | 857.30㎡ | 事務室 | 19,259,900円 | 19,251,100円 | 8,800円 | 令和５年４月１日から令和６年３月31日まで |
| 建物 | 11.87㎡ | 事務室 | 533,390円 | 533,170円 | 220円 | 令和５年４月１日から令和６年３月31日まで |
| 建物 | 857.30㎡ | 事務室 | 20,341,640円 | 20,333,170円 | 8,470円 | 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産規則】(使用料)第26条　行政財産使用料条例（昭和39年大阪府条例第６号。以下「使用料条例」という。）第３条に規定する知事が定める使用料の額の基準は、使用期間一年につき、次の各号に定める算式により計算した額とする。２　建物当該建物の価額×（６／100）＋当該建物の建面積部分の土地の価額×（３／100）×（当該建物のうち使用させる部分の面積／当該建物の延べ面積） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年６月６日から同月19日まで）